

令和6年度

第10回芽室町教育委員会会議

令和6年11月27日

芽室町教育委員会

# 会 議 録

令和6年11月27日第10回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階会議室7で開催した。

○開会時間 14時28分

○閉会時間 15時36分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥本和宏  
委員 松久大樹

○欠席委員 委員 福井栄子  
委員 土井慎悟

○出席職員 教育長 程野 仁  
教育推進課長 坂口 勝己  
生涯学習課長 江崎 健一  
教育推進課課長補佐 清末 有二  
教育推進課給食センター長 側瀬 美和  
生涯学習課図書館長 藤澤 英樹  
教育推進課教育推進係長 林 宏明  
生涯学習課社会教育係長 藤村 学  
生涯学習課スポーツ振興係長 梅森 祐之  
教育推進課教育総務係長 金 須 智秋

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第25号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第26号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第6 議案第35号 芽室町奨学金の償還免除決定の件（非公開）
- 日程第7 議案第36号 芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）
- 日程第8 議案第37号 令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書」提出の件
- 日程第9 議案第38号 芽室町文化賞等規則中一部改正の件
- 日程第10 議案第39号 芽室町スポーツ賞等規則中一部改正の件
- 日程第11 議案第40号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は3名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第10回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名について」、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は、松久大樹委員とします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第2「前会議録の承認」についてであります。前会議録について、質疑等ございますか。よろしいですか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、前会議録のとおり承認いたします。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長 日程第3「教育長の報告」について、特に、私からはございませんので、各課からお願いいたします。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 1ページ、(1)教育推進課所管事業の主なものについて、御報告させていただきます。

10月28日に芽室南小学校PTAとの意見交換会を、2ページにお進みいただき、11月25日には、上美生小中学校区地域住民と次期小中学校配

置計画策定に向けた意見交換をしております。

1 ページにお戻りいただきまして、11月17日に令和6年度就学時健康診断を実施し、対象児童153人のうち141人が受診したところです。

教育推進課は、以上です。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 2 ページ、生涯学習課所管事業の主なものについて御報告いたします。11月1日から3日まで、第71回芽室町町民文化展を、中央公民館展示ホールのほかで実施してございます。昨年度よりも、応募件数のほうは、増えていると伺っているところでございます。

下のほうに行きまして、11月13日から、第2回Y O A S O B I ゲートボールリーグを開幕いたしまして、今年も12チームほどの参加をいただき、また、社会人のゲートボールチームの掘り起こしに努めているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 以上、教育長の報告といたします。

本日の会議は、この後、4件の非公開の日程がありますので、議事進行において提案説明の前に、非公開の決定をお願いします。

日程第5「報告第26号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」、日程第6「議案第35号 芽室町奨学金の償還免除決定の件（非公開）」、日程第7「議案第36号 芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）」については、芽室町教育委員会会議規則第12条、第1号に規定する「公開することにより、個人の権利を侵害する恐れのある事項」に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 日程第11「議案第40号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」については、芽室町教育委員会会議規則第12条、第4号に規定する「教育事務に関する議会の議案について、町長への意見の申し出に関する事項」に当たりますので、非公開としたいと思いますがよろしいですか。

（「はい」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、以上4件非公開といたします。

◎日程第4「報告第25号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長 日程第4「報告第25号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 1 ページ、日程第4「報告第25号 就学困難な児童生

徒に係る就学援助認定の件」について御説明いたします。

学校教育法第 19 条に規定する「経済的理由により、修学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、要保護及び準要保護児童生徒を認定要綱に基づき、必要な援助を行うこととしましたので報告いたします。

2 ページを御覧ください。令和 6 年 11 月の申請者数で、申請 2 世帯ありまして、これを認定したものであります。

3 ページを御覧ください。令和 6 年 11 月 1 日現在の認定総括表で、申請世帯は 117 世帯、認定世帯は 109 世帯であります。認定世帯の内訳では、要保護世帯はございません。準要保護世帯は 109 世帯で、この内訳は、経済的困窮世帯 36 世帯、以下、記載のとおりであります。不認定世帯は 6 世帯、認定廃止世帯が 2 世帯であります。

ページ中段以下は、各小中学校別の認定者数、不認定者数、準要保護認定者につきましては、小学校は 98 名、中学校は 56 名、合計 154 名となっておりまして、右上の表にありますように認定率は 10.3%となっております。なお、関係例規の抜粋は、4 ページ以降に添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告を終わります。

○程野教育長 この件について、質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について、報告のとおり承認いたします。

◎日程第 5 「報告第 26 号 芽室町奨学金貸付の件 (非公開)」

○程野教育長 日程第 5 「報告第 26 号 芽室町奨学金貸付の件 (非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 6 「議案第 35 号 芽室町奨学金の償還免除決定の件 (非公開)」

○程野教育長 日程第 6 「議案第 35 号 芽室町奨学金の償還免除決定の件 (非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 7 「議案第 36 号 芽室町教育支援委員会具申の件 (非公開)」

○程野教育長 日程第 7 「議案第 36 号 芽室町教育支援委員会具申の件 (非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 8 「議案第 37 号 令和 5 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状

況についての点検及び評価の報告書」提出の件」

○程野教育長 日程第 8「議案第 37 号 令和 5 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書」提出の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 18 ページ、日程第 8「議案第 37 号 令和 5 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書」提出の件について御説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和 5 年度の教育委員会の活動状況や事務事業の点検、評価の報告書を芽室町議会に提出しようとするものであります。

それでは、報告書の内容について御説明いたします。20 ページを御覧ください。20 ページの初めに記載のとおり、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが規定されているところであります。

報告書の構成につきましては、21 ページの目次にありますとおり、第 1 章の教育委員会の活動状況、第 2 章として施策マネジメントシートによる評価、第 3 章として芽室町教育進行基本計画における位置づけ及び達成目標等から構成されています。本日は、第 1 章の活動状況の説明は省略させていただき、第 2 章の施策マネジメントシートの評価から説明させていただきます。

ページを少し飛びますけれども、41 ページにお進みください。41 ページ、第 5 期の芽室町総合計画の基本目標の 2「心を豊かで輝く人と文化を育むまちづくり」では、教育委員会が所管する 1 の「学校教育」から、4 の「スポーツしやすい環境づくり」の四つの施策を掲げており、それぞれ評価シートを作成し、芽室町総合計画審議会の委員に評価をいただいているところであります。

各評価シートについて、御説明させていただきます。まず 43 ページを御覧ください。43 ページ、施策名「学校教育の充実」であります。1 の施策の目標と成果指標と書いてあるところなのですが、施策の指針につきましては、「社会に開かれた教育課程を基軸として、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、幼保小、小中連携、一環教育なども推進するとともに、持続可能な社会のつくり手の育成を目指す。」としているところであります。この成果指標につきましては、少し下の①から③の記載の 3 点となっております。この成果指標の目標年次、これ

は一番右側になりますけれども、第 5 期総合計画の後期計画の最終年度であります 2026 年度としておりまして、中央になりますけれども、2023 年度、令和 5 年度の実績につきましては、それぞれの生活指標の①から③の、上から読み上げますと、77.6%、84.8%、92.3%でありました。

次に、下の表の 3 の施策の達成状況の①2023 年度、令和 5 年度の成果指標、これは基準年、基準年は令和 3 年度なのですけれども、基準年と比較になります、成果は、向上したとレ点を打っているところであり、成果は向上したと評価しております。先ほど御説明した成果指標 1 から 3、①は授業の内容が分かる、②は自分にはよいところがある、③は朝食を毎日食べていると、こちらのそれぞれの数値は、上昇しており、考察として、想定される理由に記載のとおり、成果指標の 2 につきましては、少人数学級編成など個に応じた指導の充実やコミュニティスクールの推進、成果指標 3 は、食育や食の教育の充実、家庭との連携が要因ではないかと考えております。

44 ページにお進みいただき、44 ページ、一番上の表の (3) の部分です、施策の方針実現に対する進捗結果（計画策定時との比較）でありますけれども、こちら、担当課の評価としては、記載のとおり、少人数学級編成をはじめとして、様々な取組を図ったことにより、後期実施計画の策定時と比べて、前進したという「C」の評価をしております。担当課としましては、この「C」結果とさせていただきます、これに対する評価でありますけれども、ページ中段の 6 のところに、経営戦略会議（庁内評価）とありますけれども、これは、町の理事者、代表課長で構成する庁内組織でありますけれども、また一番下の 7 の、総合計画審議会の評価、これは外部の町民の皆さんで構成する組織でありますけれども、いずれも「C」評価、「C」と評価していただいているところであります。

評価の内容ですとか、今後の取組に対する意見については、記載のとおりであります。今後の取組に対する意見につきましては、57 ページに記載のとおり回答させていただいております。

次に、46 ページから 52 ページにつきましては、生涯学習課長のほうから御説明させていただきます。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 46 ページからは、生涯学習課所管となりますので、私のほうから説明させていただきます。

まず、46 ページの施策名が社会教育の推進であります。1 の施策の方針でございますけれども、「学習機会や場の提供など学習環境の充実を図るとともに、自発的な取組への支援を図ります。」というところで、指標のほうは、①と②と二つございますけれども、まず、最初に①が、児童

生徒の社会教育事業への参加人数というところで、2023 年では、令和 5 年度につきましては、291 名。②の生涯学習機会が充実していると思う町民の割合というところで、こちらは 77.3%ということになってございます。達成状況というところで、真ん中ほどに、3 の施策の達成状況、①2023 年度の成果評価というところでは、成果は向上したと認識しているところでございます。その理由といたしまして、右側に書いてございますけれども、1 の指標についての目標の年度の 1,190 人という中には、ここに記載のとおり、読書感想文コンクールに大きく左右されているところがございます。一番最盛期では 700 人くらいいたものが、昨年度でいくと 100 人程度になっているところがございます。それというのは、学校の授業でもなかなか触れることがないといえますか、昔であれば、皆さんがやっていたようなことが、今は取り組みがされていないというところかと思えます。指標のところでは、下がっている部分もございまして、前年度から上がっている部分もございまして、さらに、コロナ禍を経まして、いろいろな授業に参加していただいている数も増えてきているということがございます。

47 ページ、上段になりますけれども、評価における進捗評価というところでは、「C」というところで、具申したということで回答させていただいてございます。評価につきましては、記載のとおりでございますけれども、先ほどの指標以外にも、社会教育全般として、ジモト大学ですとか、コミュニティスクールの推進が見られているというところ、新型コロナを機に、いろいろなところで、学びの場が復活しているところ、また、昨年を踏まえまして、全体的に評価はできるというところで、「C」評価とさせていただいているところがございます。

下段の方に、6 経営戦略会議、7 の総合計画審議会につきましても、いずれも、「C」評価というところで、記載の評価をいただいているところがございます。

続きまして、48 ページになります。こちらにつきましては、二つ目は、地域文化の振興でございます。施策の方針といたしましては、地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集活用を進めますというところで、指標が二つございまして、文化活動がしやすいと感じる町民の割合、文化活動への参加人数というところで、それぞれ、1 番につきましては、70.1%、2 番につきましては、1,439 人ということになってございます。

3 番目、施策の達成状況というところで、2023 年度との成果評価というところで、成果は向上したというところがございます。こちらにつきましては、ほかの部分ともかぶりますけれども、新型コロナから文化活



動等を再開し、文化活動への参加人数等が向上しているということでございますので、こちらにつきましては、成果は向上したと評価したところでございます。

続いて、49 ページ上段になりますけれども、担当課の評価ということになりますけれども、こちらも、「C」、前進したというふうに評価しているところでございます。理由といたしましては、先ほど申しましたけれども、様々な部分で文化芸術活動が再開されている、全道全国大会にも多くの方が参加し、それを支援しているということで評価をしたところでございます。

下に参りまして、6の経営戦略会議、7の総合計画審議会ともに評価されているということで、「C」、前進したというところでの評価をしたところでございます。

続いて、50 ページをお開きください。こちらにつきましては、スポーツしやすい環境づくりというところで、施策の方針といたしまして、町民が、いつでも気軽に自由にスポーツができるという環境づくりを進めますというところで、成果指標は、三つほど掲載させていただいております。①は、スポーツしやすい環境であると思う町民の割合、79.8%、芽室町内の体育施設利用者数 19 万 4,102 人、三番目、高校生以下の初心者が、ゲートボールを体験できる機会というところで、30 回というところで、目標人数よりは、増えているようなこととなっております。

三番目、施策の達成状況というところでは、2023 年度の成果評価いうところでは、向上したとしているところでございます。こちらにつきましては、令和 5 年 7 月に、温水プールやトレーニングセンターの改築により、スポーツする環境が拡充されているなど、施設の充実を通して、町民の多くの方に運動機会の促進につながったと数字上、現れているので、このような成果としたところでございます。

51 ページ、1 番上になりますけれども、担当課評価というところでは、前進したということで、「C」評価とさせていただいているところでございます。先ほども言いましたけれども、新たに施設がオープンしたことや、ゲートボールの取組も実施した中で、高校生が日本一になるなど明るい兆しも見せておりますので、その辺も含めまして、また、当町独自の「一流を見て、聴いて、学ぶ」について推進していくなど、多くの方にスポーツに親しんでいただけたのではないかとというところで評価しているところでございます。

6の経営戦略会議及び総合計画審議会とも、「C」というところで、前進したというふうな評価をいただいているところでございます。

私のほうの説明は、以上になります。

○坂口教育推進課長 それでは、引き続き、55 ページを御覧ください。

55 ページは、第 3 章になりますので、第 3 章芽室町教育振興基本計画施策項目及び成果指標実績であります。令和 5 年 2 月に策定いたしました第 2 期の芽室町教育振興基本計画は、令和 5 年度から令和 8 年度計画期間として、55 ページから 57 ページに記載された、施策目標 1 から施策目標 3 について、合計八つの施策項目で構成するものであります。各施策項目につきましては、全国学力・学習状況調査や利用者数などの結果数値を用いて、それぞれ成果指標と設定しており、これを教育推振興基本計画の成果資料として、例年提出しているものであります。

以上、これらの内容をもって、芽室町議会へ報告書を提出しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、まず説明を割愛しましたが、一つ目の教育委員会の活動状況、これまでも随時報告してきた部分かと思いますが、25 ページから 37 ページまで、一括して質疑等ございますか。なければ、後ほどまた、全体をとおして確認しますので、そのときをお願いします。

39 ページ、第 2 章、施策マネジメントシートによる評価のところ、43 ページ。まず、学校教育の充実について、43 ページから 45 ページ。進捗結果評価は「C」ということで、前進しているというところで評価をしていますし、評価を受けているところであります。

鳥本教育長職務代理者。

○鳥本教育長職務代理者 質問ではないのですが、やはり、この数字だけ見てみると、全体的に前進したというところで、実際、コロナからの各事業が動き出したというところでのいい評価になっているのかなと思うので、今後の、動き出してからのまた新しい年度に対しての評価のほうを十分に重く見てもらいながら、今後も進めてもらえたらなと思います。

○程野教育長 主に、成果指標を参考にしての評価になりますので、ほかの項目、実際いろいろありますので、課題があったような観点で、多岐にわたってやっている施策について、成果を示せるようにしてまいりたいと思います。

そのほか、学校教育に関わっておりますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、先に進めます。

46 ページ、社会教育の推進。こちらも全体として、「C」評価ということで前進したということですが、46、47 ページ。48、49 ページ。

鳥本教育長職務代理者。

○鳥本教育長職務代理者 少子化というところで、今現在、子ども会という

のは、どのぐらいあるのか伺いたいです。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 おっしゃるとおり、単一子ども会というものもござい  
ますけれども、やはり休止をしている、やめるとまでは言わないのです  
けれども、そういうところがちょっと増えております。やはり町内会が  
減っていく中で、子どもさんたちを巻き込んでいるところでは、活動が  
活発になりやすいという声もいただいております。

○程野教育長 子ども会自体は何個あるかわかりますか。

○江崎生涯学習課長 25 個ぐらいは単一会はあったかと思えます。

○程野教育長 単一町内会の子ども会だけでは、なかなか難しい状況になっ  
て、複数の子どもの会が集まってやってきましたが、それでも、なか  
なか厳しいということではありますが、より広域にわたっての連携という  
のが求められるのかなという話であります。

48、49 ページは、よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 50、51 ページです。スポーツ関係でありまして。52 ページま  
で、こちら「C」評価を得ております。

鳥本教育長職務代理者。

○鳥本教育長職務代理者 部活動の地域移行の進捗というか、何か進展が  
あったら教えていただきたいのですか。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 実は、先日、議会のほうに中間報告を行っております。

これまでの進捗を、次回の教育委員会までにしていきたいというふう  
に思います。来年度に向けて、現在、予算づけを行っており、それらも含  
めて、新たにコーディネーターを採用しようですか、部活動の指導員  
というものが、一応、法的には認められておりますので、そういう部分  
では、芽室町では、まだそういう方も設置したことはないものですから、  
ほかの自治体でもそういう方、何か採用されているかと思っておりますので、  
進めていきたいというふうに考えているのと、一番核となる実施主体と  
なる、例えば、スポーツクラブですか、芽室町スポーツクラブなるも  
のができれば、そこに、そういう部活動をなり、少年団も含めて、ぶら  
下げていきたいというふうに考えておりますけれども、なかなか、思い  
描くような実施主体というのが見つからないものですから、端的に言う  
と、進んでいないという状況になっております。令和 7 年度までが改革  
の推進期間となっておりますけれども、国のほうでは、令和 8 年度から  
13 年度までの 6 年間をかけて、推進をしていくという期間を新に設けよ  
うとしておりますので、そういう大きな流れもありますので、その辺も、

また詳しく次回お話しさせていただきたいと考えております。

○程野教育長 正式な情報提供ではなくて、非公式ということで押さえていただければと思いますが。一步一步進むように、協議は進めて、準備も進めているというところであります。

全体を通していかがでしょうか。

松久委員。

○松久委員 内容にというよりは、この情報量の多さについていけないので、いろいろ御苦労だろうと思うのですけれども、できれば一日でも二日でもいいので、早めにこの部分だけでも資料をいただければ、もうちょっと読んで理解できるかなというふうに思いますので、もし可能であればよろしく願いいたします。

○程野教育長 ボリュームがありますので、事前に配付するようにしたいと思います。

それでは、本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 9「議案第 38 号 芽室町文化賞等規則中一部改正の件」

◎日程第 10「議案第 39 号 芽室町スポーツ賞等規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第 9「議案第 38 号 芽室町文化賞等規則中一部改正の件」、それから関連していますので、日程第 10「議案第 39 号 芽室町スポーツ賞等規則中一部改正の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 日程第 9 と日程第 10、それぞれ、「議案 38 号」、「第 39 号」につきまして、担当の社会教育係長から説明いたします。

○程野教育長 社会教育係長。

○藤村社会教育係長 「議案第 38 号 芽室町文化賞等規則中一部改正の件」について御説明いたします。資料につきまして、追加資料の中、また、大変申し訳ございません、会議の前に追加しました資料も一緒にさせていただきます。

まず、昨年度、令和 5 年度の社会教育委員会会議において、文化賞の受賞者決定する際に、質問を受けたときに、受賞規則に関して 2 点意見がございました。また、文化賞・スポーツ賞等のその受賞者につきまして、教育委員会会議にお諮りした際においても、その点に関しましては、いろいろな意見を踏まえ、次年度に向けて再度検討するという事になっております。

それで、前段振りしました 2 点の意見を説明しました。まず 1 点目、少年文化賞の「少年」の部分の呼び方について、男女平等の時代に馴染ま

ないのではないかというのが1点。2点目について、ちょっと極端な例ではあるのですけれども、少年文化賞を、仮に小学校1年生で受賞すると、残りの小中の8年間は、奨励賞が受賞できない規則になっている。いわば上位である文化賞を受賞すると、その下に当たる奨励賞は受賞できないという現行の規則になっておまして、子どもたちの競技等に対するモチベーション、やる気を考慮し、受賞制限を緩和できないかということの2点でありました。

その点につきまして、新旧対象表で説明いたしますので、まず、先ほどお配りしました1枚ものの資料を見ていただきたいのですが、その中の1点目、少年の表彰について、新旧対照表の第2条になります。右側の現行の欄では、「少年文化賞及び少年文化奨励賞」としておりますが、改正案では「少年」というものを削除し、「文化賞等は小学生の部、中学生の部」というふうに改めております。なお、現行の「少年」という呼称につきましては、男子を指すのではなく、学校教育法に基づく、満6歳から15歳までの児童生徒を指しているものでありまして、男女を区別した意味合いの言葉ではないのですが、誤解を招かないためにも、改正しようとするものであります。

次に2点目、奨励賞の受賞制限の緩和について、当日の追加資料の中の6ページ、第7条を御覧いただきたいと思えます。第7条の現行の、まず右側の現行のほう、現行では、「過去に少年文化賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一分野での少年文化賞、少年文化奨励賞を受賞することはできない。」というふうになっております。左側に移っていただきまして、改正案では、「少年」表記の削除に伴い、まず第2項、現行には、第2項について削除し、また、改正案の第7条の2行目のところを見ていただきたいのですが、「ただし、部門が変更になった場合は、同一分野で文化賞、文化奨励賞を受賞することができる。」というふうに、改正しております。具体的に言いますと、今まで少年という、小学生、中学生だったくくりを、少年の部と中学生の部に改めたことによって、小学生のときに文化賞を受賞したとしても、今度は、中学生の部、中学生になると中学生の部に部門が変更になりますので、文化奨励賞を再び受賞ができるというふうな、奨励賞の受賞制限を緩和するというものになっております。

なお、本規則の改正案につきましては、11月25日に開催されました社会教育委員会会議において、承認されていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 文化とスポーツの文言は違いますが、内容の変更については同じということで、合わせて「議案第38号」と「議案第39号」、質疑

はございますか。審議員の要望も受けて、これまでで若干緩和したという  
ことでもあります。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について、異議なしと認め、「議案第 38 号」  
と「議案第 39 号」について、原案どおり可決いたします。

◎日程第 11 「議案第 40 号 令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議  
案に対する意見申し出の件 (非公開)

○程野教育長 日程第 11「議案第 40 号 令和 6 年度芽室町一般会計教育費  
補正予算の議案に対する意見申し出の件 (非公開)」、説明願います。

以下、非公開

○程野教育長 今後の日程、お願いします。

○事務局 今後日程になります。12 月の臨時の教育委員会会議は、一般質  
問が予定されているとのことありますので 12 月 13 日に開催させてい  
ただきます。定例につきましては、12 月 23 日月曜日、16 時から開催で  
お願いいたします。

以上になります。

○程野教育長 以上で、第 10 回教育委員会会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 松 久 大 樹